

## ・平成19年度農林水産予算概算要求に当たっての予算改革の取組

### 1. 既往の事務・事業の再点検

農林水産省においては、平成19年度予算の概算要求に当たり、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」という構造改革の流れに即し、また、歳出・歳入一体改革の趣旨を踏まえ、既往のすべての事務・事業（762件）について、改めて点検を行いました。

#### (1) 再点検におけるチェックポイント

小さな政府を志向する方向の中で、その事務・事業の趣旨、目的、内容が今後とも国の事業として相応しいものであるか。

事業効果としての目標が、国民にわかり易く設定されているか。

事業の目標達成のための政策手法が効率的なものになっているか。

事業の執行に際しての透明性が確保されているか。

#### (2) 再点検結果の概要

再点検の結果、既往事務・事業762件のうち、91%について、次のとおり廃止、統合、縮小、事業内容の変更等の見直しを実施しました。

見直し内容	件数(割合)
1. 廃止したもの [うち期限到来前に廃止したもの]	126 (17%) 43 (6%)
2. 他の事業に統合したもの	43 (6%)
3. 事業執行方式を変更したもの	54 (7%)
4. 事業の一部を縮減したもの	120 (16%)
5. 新たに政策目標を設定したもの	297 (39%)
6. 積算の見直しを行ったもの	176 (23%)
7. 事業実施主体について公募制に移行したもの	178 (23%)
8. 上記以外の見直し	90 (12%)
1～8のいずれかの見直しを行ったもの	694 (91%)

(注) 該当する事業には、重複があるため、計数は一致しない。

本件数には、国際約束に基づき毎年定額を払い込む義務を負う、国際機関への拠出金・分担金(31件) 独立行政法人通則法の規定により農林水産大臣が策定する中期目標に定める比率において、段階的に抑制することとされている独立行政法人運営費交付金(18件)は含まれない。

### (3) 国の事業としての適格性基準の設定

以上の再点検を行うに当たり、特に、民間部門や地方行政との役割分担が問われる分野については、国の事業として相応しいものであるかどうかに関する明確な基準を設定する必要があります。

このため、農林水産省においては、食品産業行政、農業生産対策、農村振興政策等の分野について「国の政策介入の基準(クライテリア)」を作成しました。

#### < 食品産業行政における国の政策介入の基準 >

食品産業は、基本的には他の産業分野と同様、個々の民間企業の自由な経済活動を基本に成り立っている産業です。しかしながら、原材料の供給が不安定である等の構造的リスクを有する一方で、国民生活上必要不可欠な食料の安定供給を担うとともに、地域経済においても重要な地位を占めているため、他の産業分野とは異なる性格を有しています。

このため、国として、必要最小限かつ効果的・効率的なものに限定しつつ、一定の政策介入を行う必要があります。

具体的な基準は次のとおりです。

#### (1) 食料行政の一環としての施策の実施

食品産業は、農林水産業とともに国民への食料の安定供給を果たす「車の両輪」としての役割を担っており、国が食料行政を推進する際には、その一環として食品産業への政策介入が必要となります。

産地と消費者を結ぶ基礎的な社会インフラ(卸売市場等)の整備  
基礎的な食料の安定的な供給を図るための危機管理措置

#### (2) 食品産業の特質に着目した産業政策の実施

食品産業は、原材料供給の不安定性、中小零細な産業構造といった特質を有していることから、これに着目した産業政策として最小限の政策介入を行う必要があります。

食品産業の将来的な展開を見据えた支援(例:食品産業の海外進出支援)

強い社会的要請への対応(例:食品表示対策)

事業者の責めに帰することのできない急激な環境の変化に事業者が円滑に適応するための措置(例:家畜伝染病の発生等への対応策)

食品産業固有の特質に起因する他分野との格差の是正(例:原材料供給の不安定性への対応策)

< 農業生産対策における国の政策介入の基準 >

農業生産を維持するための国の支援については、従来、個別作物に応じて行ってきましたが、最近は、経営体に着目した施策を進めているところです。

他方、食料の安定供給や国土保全等の多面的機能などに果たす農業の重要な役割や諸外国とは生産コストに大きな格差があるという我が国農業生産の特質にかんがみれば、生産に着目した最小限の政策介入を、一定の基準に従って、行うことが必要です。

具体的な基準は次のとおりです。

個別作物の再生産を確保するための対策（例：経営対策が講じられていない重要作物の再生産確保対策）

急激な経営環境変化への対策（例：災害対策、原油高騰対策）

価格に反映されない公益的取組への支援（例：環境農業対策）

重要政策の基盤づくり（例：知的財産権活用対策）

社会問題への適切な対応（例：鳥獣害防止対策）

革新技术の開発・普及（例：省資源・脱石油推進対策）

< 農村振興政策における国の政策介入の基準 >

農村振興の主役は地域であり、自立に向けて地域自ら考え行動していくことが基本です。しかしながら、地域住民の生産、生活の場であるとともに、国土の保全、美しい景観、ゆとり、やすらぎなどの公益的機能を有する農村を、広く国民共有の財産として享受するためには、国として一定の政策介入を行う必要があります。

具体的な基準は次のとおりです。

( 1 ) 農村の自立に向けた取組を補完するための施策

政策の基本方向の提示や基礎的情報の提供

公正を確保するための規制、ルール策定（例：知的財産保護）

農村振興の新たな主体への橋渡し（例：企業、大学等と農村のマッチング）

市場での競争を支える土台づくり（例：デジタル・ディバイドの解消）

( 2 ) 農村地域の資源を国民生活の向上に役立てるための施策

政策の基本方向の提示や基礎的情報の提供

制度上の仕組みの整備（例：市民農園整備促進法）

技術開発、実証、普及（例：バイオマス関連新技術）

資源の確保、利用のための活動支援（例：人材育成活動の支援）

資源の確保、利用のための基盤整備（例：バイオマスタウン構想支援）

## 2. 政策評価結果と予算執行状況の反映

### (1) 政策評価結果の反映

ア 農林水産省においては、「農林水産省政策評価会」(第三者機関：座長 今村奈良臣 東京大学名誉教授)の意見を聴き、政策評価を実施しています。

平成17年度政策の評価結果については、平成18年7月14日に取りまとめられ、その内容は次のとおりでした。

#### <平成17年度政策の評価結果の概要>

評価対象とした50の目標のうち、達成ランク「A(概ね有効)」が32目標(64%)、「B(有効性の向上が必要である)」が16目標(32%)、「C(有効性に問題がある)」が2目標(4%)となりました。

#### 【17年度政策の評価結果】

A . . . . . 32目標 (64%)  
B . . . . . 16目標 (32%)  
C . . . . . 2目標 (4%)  
合計 . . . . . 50目標(100%)

ランク	評価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

イ この評価結果を受け、平成19年度予算概算要求に当たっては、次のとおり、施策の内容の見直しを行いました。

#### <達成ランクが「C」となった2目標における対策>

都市と農村の交流の促進

(農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数)

#### 【政策評価結果】

17年度目標値：2,510万人泊

17年度実績値：1,820万人泊

所見：都市農村交流では、国内観光全体の動向等を踏まえつつ、より適切な指標を検討する必要がある。

#### 【政策評価結果の反映】

政策目標値の設定時点では、グリーン・ツーリズム関連の宿泊実態について全国的な調査がなかったことから、17年農林業センサス等によ

り新たに実態把握に取り組むこととしました。また、政策目標については、泊数単位から人数単位へと見直し、都市農村交流に対する潜在需要を勘案して、「都市農村交流施設の年間延べ宿泊者数を5年間で110万人拡大し、770万人(16年度)を880万人(21年度)にすること」へと見直します。これにより、都市農村交流の実態をより正確に反映した政策目標としました。

水産物における消費地と産地の価格差の縮減

**【政策評価結果】**

17年度目標値：4.00倍以内

17年度実績値：4.41倍

所見：適正な魚価の確保に関しては、多段階流通を見直すことも必要であり、産地市場のあり方も含めて検討する必要がある。

**【政策評価結果の反映】**

多段階流通の見直しについて、産地市場のあり方も含めて検討した結果、次のとおり新規事業を実施することとしました。なお、これらの事業は、既存施策の見直しを行って、財源を措置しています。

- ・水産物流通構造改革事業(新規) 500(0)百万円  
水産物流通の起点となる産地市場の統廃合など、より低コストな水産物流通の仕組みを構築するための新たなルートでの輸送の実証などを行います。本事業は、国内水産業の競争力強化に資するものであるため、経済成長戦略要望枠として予算要求します。
- ・国産水産物安定供給推進事業(新規) 1,400(0)百万円  
また、産地と消費地の小売業者等との間の安定供給契約の締結を促し、直接取引による流通コストの低減に努めます。

<達成ランクが「A」又は「B」となった目標における対応>

食品流通の効率化

**【政策評価結果】**

17年度目標：食品流通の効率化(食品卸売業・小売業の労働生産性の向上等)

17年度実績：食品卸売業では労働生産性の向上がみられたが、食品小

売業では労働生産性の向上がみられなかった。(達成ランクB)

所見：目標達成に向け、今後は、食品産業界等と問題意識を共有しながら、消費者ニーズの多様化・高度化等に対応した食品小売業者のコスト縮減と経営体質強化等に取り組んでいく必要がある。

#### 【政策評価結果の反映】

食品流通の効率化については、評価結果を踏まえ、情報技術を活用した物流作業体系の効率化に向けた実証実験、食品小売業の適正仕入れ・廃棄ロスの縮小等を実現するコスト低減のためのビジネスモデルの実証・普及等を実施します。また、外部の有識者からなる「食料供給コスト縮減検証委員会」の知見を十分反映し、合理化・効率化の目標達成に向けて努力します。

#### 食品の安全性の確保

##### 【政策評価結果】

17年度目標：国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、摂取許容量を超えないレベルに抑制する。

17年度実績：目標は達成している(達成ランクA)

所見：目標を達成しているものの、国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題であることから、今後とも科学的原則に基づいた効果的なリスク管理措置等の実施を継続し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。

##### 【政策評価結果の反映】

食品の安全を確保するためには、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全を確保する取組を進めることが重要です。これを踏まえ、科学的原則に基づき、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測し、危害要因の性質や問題の発生過程等に即した方針・対策を決定します。

具体的には、以下の事業を実施します。

ア 科学的・統一的な枠組みに則り、食品または飼料における有害化学物質の汚染実態調査とリスク管理措置の検討・検証のための調査を引き続き実施するとともに、新たに、食品または生産環境における有害微生物の汚染の実態調査を実施します。

イ また、これまで実施してきたカドミウム吸収抑制技術等に加え、

新たに土壌洗浄技術の評価を行うなど、農作物中に含まれるカドミウムのリスク低減技術の確立に向けた取組を推進します。

#### 飼料作物生産コストの低減

##### 【政策評価結果】

17年度目標値：45.0円/T D N k g

17年度実績値：46.0円/T D N k g（達成ランクB）

T D N・・・T o t a l D i g e s t i b l e N u t r i e n t s（可消化養分総量）の略。飼料の含有する栄養価を示す単位で、家畜が消化し、エネルギーとして利用できる養分の総量を示すもの。「T D N k g」とは、k g単位で表したものの。

所見：目標達成に向け、今後は、飼料基盤の拡大や高生産性草地への転換、飼料生産作業の効率化を推進するとともに、水田や耕作放棄地等における放牧利用の拡大、耕畜連携の強化による水田における飼料作物の作付け拡大や国産稲わらの飼料利用拡大等飼料増産運動を一層推進し、自給飼料の生産コストの引き下げを図る必要がある。

##### 【政策評価結果の反映】

評価結果を踏まえ、水田における耕畜連携による地域の創意工夫を活かした飼料作物の生産振興、不作付地を対象とした飼料基盤整備や生産性が高く作業効率にも優れた牧草地への転換を図る草地再生改良の推進を図ります。また、稲発酵粗飼料や稲わら生産・利用の拡大、水田や耕作放棄地等における放牧の拡大、地域の効率的な飼料生産・供給システムの構築などに取り組みます。

#### 農業経営改善計画の認定数

##### 【政策評価結果】

17年度目標値：24.4万経営体

17年度実績値：24.6万経営体（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は、品目横断的経営安定対策と一体的に、担い手の育成・確保の取組を強化するため、引き続き、認定農業者や特定農業団体等への発展を促すとともに、経営改善を図るための各種支援を集中的・重点的に実施する必要がある。

### 【政策評価結果の反映】

全ての農業者を一律に対象として品目ごとの価格に着目して講じてきた政策を見直し、意欲と能力のある担い手（一定の要件を満たす認定農業者、集落営農組織）を対象として、その経営の安定を図るための「品目横断的経営安定対策」を19年産から新たに導入します。併せて、税制・金融措置を含め斬新な担い手メリット措置を創設する等により、政策手段を効率的に組み合わせ、担い手への施策のさらなる集中化・重点化を図ります。

周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

### 【政策評価結果】

17年度目標値：49.6千集落

17年度実績値：49.6千集落（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は、国有林と民有林を通じた総合的な流域保全対策や治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策などにより、多様な防災対策を推進し国土の保全を図っていく必要がある。

### 【政策評価結果の反映】

国有林と民有林を一体とした計画的な事業展開や、地域における避難体制の整備との連携による減災に向けた事業実施などの効果的な治山対策を推進します。

・流域治山計画作成費（新規） 600（0）百万円  
森林管理局と都道府県が連携して国有林・民有林を通じた流域ごとの治山計画を作成し、効果的に治山事業を実施します。

・特定流域総合治山事業（拡充） 2,600（1,300）百万円の内数  
国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している場合に、これらを一体的に整備することにより、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図ります。

・復旧治山事業等（拡充） 76,742（61,371）百万円の内数  
集落を保全するための治山事業を実施する場合、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されていることを要件とすることで、地域における避難体制の整備と連携を図り、減災効果を高めます。

## 農林水産物・食品の輸出の促進

### 【政策評価結果】

目 標 値：6,000億円（21年）

17年実績値：3,310億円（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は以下の取組を推進し、輸出実績の増加傾向を継続させる必要がある。

販路創出・拡大のための輸出機会の提供

輸出志向のある生産者等に対する情報の提供

輸出に取り組む事業者への進展段階に応じた支援等

### 【政策評価結果の反映】

輸出倍増対策は、対策の3年目を迎え、分野ごとの輸出の取組の進展度合いに応じたキメ細かな対策を講じ、目標達成を強力に推進します（総額21億円）。

具体的には、以下の支援策等を総合的に展開します。

分野ごとの輸出モデルを策定し、そのモデルを活用して産地等の輸出戦略づくりのためのコンサルティングを実施。

これから輸出を本格化させる事業者の取組をサポートするため、これまで先駆的、実践的に取り組んできた方々の活きた体験、ノウハウを提供。

海外での日本食・日本産食材の認知度を高めるため、輸出相手国ごとの効果的な手法による日本食のPR。

新規顧客を獲得するため、輸出先として有望な国・地域への海外常設店舗設置箇所数を拡大。

意欲的な目標を掲げ輸出に取り組む民間団体等の輸出力を強化する支援策に、物流技術やブランドの確立等に対応するためのメニューを追加。

## (2) 予算執行状況の反映

最近の個別事業の決算の状況や財務省が行った予算執行調査を反映し、次のような見直しを行いました。

### 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

死亡牛の円滑なBSE検査及び処理を行うため、平成14年度より生産者に対し検査手数料、死亡牛の運搬経費等について補助を実施してきました。しかし、事業開始時に比べ検査キットの平均単価が低下しており、死亡牛の運搬費用も想定単価を下回るケースが見られたため、これら実態を踏まえた補助とするよう指摘されました。

これらの指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、検査キットを含めた検査費用補助単価の引き下げ、運搬費用について現行単価を上限とした定率補助(1/2以内)を行います。

### 森林整備地域活動支援交付金

森林の現況調査について、地域活動が確実に実施され、調査結果が施業・経営の集約化の促進のために活用されるような仕組みとすべきとの指摘がありました。

これらの指摘を踏まえ、平成19年度は、市町村長への交付金の使用実績報告の義務付け、調査対象の施業・経営の集約化を図ろうとする森林への限定、施業の必要性等が判断できるレベルの情報の収集及び公開の義務付けを行います。

### 漁業共済掛金の国庫補助

調査の結果、加入者の増加・維持を図りつつも「お付き合い加入」を解消する、より効果的な仕組みなどを検討すべきとの指摘を受けました。

この指摘を踏まえ、来年度にも専門家による協議の場を設け検討していくことを予定しており、会議などの機会に共済組合等に「お付き合い加入」を強いることがないように、積極的に周知していきます。

### 「お付き合い加入」

漁業共済では、漁業者の掛金負担能力に応じ、漁業者自らが契約割合(漁獲高に応じて算出される「共済限度額」に対する共済金額の割合)を選択できることとされているが、この割合を極端に低く設定している契約をいう。

なお、加入区内のすべての関係漁業者が漁業共済に加入した場合、一定契約割合以上で共済に加入した漁業者の共済掛金の国庫補助が2倍となる。

#### 政府倉庫運営のアウトソーシング

政府倉庫等のコスト節減について、民間への全面的なアウトソーシング化等を指摘されました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、政府倉庫について官民コストを検証し、費用節減に向けて、保管・管理業務の民間へのアウトソーシングを図ることとし、それに要する経費を予算措置することとしています。また、横浜政府サイロは、平成18年度末に業務を廃止することとしています。

#### 政府米の寄託保管

政府米の寄託に係る保管料単価について、平成14年度から導入されている競争原理を今後さらに拡充し、保管料単価の選択肢を多様化・拡大する方向で見直すべきとの指摘がありました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、保管料金の選択肢の多様化・拡大などによる保管料単価の削減を反映した保管経費を予算措置することとしています。

#### 農山漁村地域活性化整備交付金

受益者が簡易な施設整備に携わる直営施工については、コスト縮減等に効果的であることから、取組みを進めるべきとの指摘を受けました。また、「地域環境保全型農業推進」については、地域の取組みに応じた運用が困難な面があったことから、事業の枠組みを見直すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、具体的な取組み事例の収集等を通じた直営施工の推進方策の検討と、「地域環境保全型農業推進」の枠組みの再検討を行っています。

#### 農用地保全整備事業

コスト縮減対策に対する取組み状況の調査結果から、地区によって取組の程度に大きな差異が認められたので、工種毎に具体的なコスト縮減手法を整理し広く普及に努め、地域の実情に照らして適用可能なコスト縮減手法を積極的に推進すべきと指摘されました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、排水路改修において既設の排水路を出来る限りそのまま活かすなどのコスト縮減手法の積極的な適用に努めた内容としています。

#### 海岸事業（海岸保全施設の耐震化）

厳しい財政事情の下、海岸保全施設の耐震化を効率的・効果的に推進するためには、各種のコスト縮減策や技術情報等の普及・定着と、各海岸管理者間における優先度を考慮し、5年程度で緊急に実施すべき箇所を定めた計画を策定する必要があるとの指摘を受けました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、耐震性能診断や耐震化事業に係るコスト縮減策の普及と、耐震化を緊急かつ優先的に実施すべき箇所を定め、効率的な整備を進めることとしています。

### 3. 非公共施設費改革

農林水産省においては、これまでもいわゆる「非公共施設費」について、175の補助金を7つの交付金に整理・統合し、地方自治体の裁量を極力活かし得る使い勝手の良い仕組みにするなどの改革を実行してきました。

19年度予算概算要求に当たっては、この方向を更に進めつつ、国と地方の役割分担の見直し、新たな政策手法の導入などの改革を行っています。

#### (1) 国と地方の役割分担の見直し

7つの交付金は、地方自治体の裁量の範囲を高め、いわば国と地方が共同作業で、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ろうとするものです。

他方で、リスク性の高い分野、全国的規模での調整が必要な分野等については、国が直轄事業を実施していくことが必要です。

19年度予算の概算要求に当たっては、国が直轄事業を行う分野を次のように体系的に整理しました。

#### 革新的な技術に基づき新しい施設等を整備

将来を見据えて新しい政策展開を図っていくためには、施設等の開発を行いながら整備する場合、交付金のメニューに位置付けるに至っていない実証実験段階の施設等を整備する場合にも、国がリスクを吸収しながら直轄事業として実施していくことが必要となります。これは、いわば交付金による普及を行う前段階として位置付けられるものです。

このため、革新的な技術に基づく施設整備を行う直轄型事業を創造することとしました。

〔未来志向型技術革新対策（生産局計上）〕

（新需要創造対策及び技術革新波及対策）

#### 全国的な観点から重点地区を選定し農業の構造改革を集中的に推進

農林水産省においては、平成19年度からの3年間を「集中改革期間」として位置付け、農政をあげて担い手の育成を図ることとしています。

これを強力に進めていくため、全国的な観点から重点地区を選定し、地

域農業の構造改革のために、交付金のメニューにはない思い切った助成策を集中して展開していくための直轄型事業を創設することとしました。

〔地域担い手経営基盤強化総合対策（経営局計上）〕

地域資源を活用して国民生活の向上に貢献

農山漁村は、地域の方の生活の場であるとともに、国民共通の財産でもあります。

農山漁村に賦存する様々な資源を活用し、国民全体が受益者となり得る国民生活の向上のための事業を実施することは、国の責務と考えられます。

このため、農山漁村で生産される生物資源を活用してバイオ燃料を製造し供給する事業や農山漁村の環境全体を都市住民の生活の潤いの場として活用していく事業など、地域資源を活用して国民生活の向上を図るための直轄型事業を創設することとしました。

〔地域資源活用国民生活向上対策（農村振興局計上）〕

## （２）新たな政策手法の導入

以上のような直轄型事業は、その性格上既存の交付金メニューでは必ずしも対応できない施設等を整備していくことを内容としております。このため、事業の推進に当たり、次のとおり、新たな政策手法の導入を行うこととしました。

未来志向型技術革新対策のうち新需要創造対策

新食品・新素材により新産業を開拓するリスクを軽減するため、施設等の整備と相まって、新需要創造のための新たなビジネスモデルの提案、高度な品質管理のシステムづくりなどへの助成、事業展開に際しての民間出資の活用など多角的な政策手法を組み合わせることで進めていくという事業構成を採用しました。

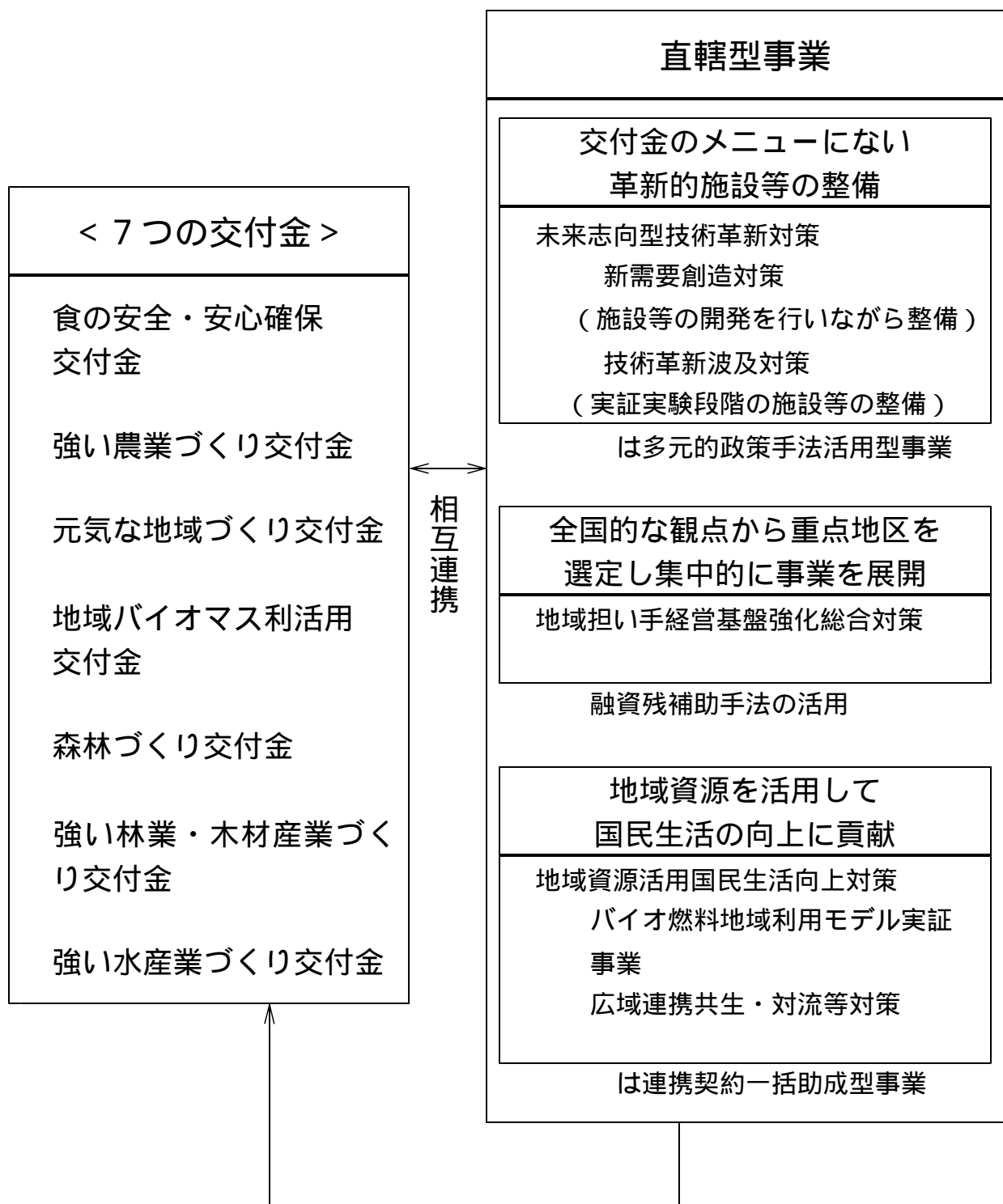
## 地域担い手経営基盤強化総合対策

認定農業者や集落営農は、地域における農地、農業用施設の管理を行う主体であり、それらの方の保有する機械は、共同利用施設としての側面も有しているといえます。

このため、本事業においては、担い手の農業用機械施設等の導入に際し、「融資残補助」の仕組みを導入しました。

## 地域資源活用国民生活向上対策のうちバイオ燃料地域利用モデル実証事業

バイオ燃料の製造施設の整備に当たり、事業の実行可能性を担保するため、原料生産者、バイオ燃料製造事業者、ガソリン販売業者間において契約上の連携関係が成立したことを確認して、関係するソフト助成、施設費助成を一括して行うという事業構成を採用しました。



(注)「地域バイオマス利活用交付金」は、18年度までの「バイオマスの環づくり交付金」である。

## 4 . 公共事業改革

農林水産公共事業については、これまでも事業の重点化やコスト縮減などの様々な改革に取り組んできましたが、歳出・歳入一体改革の趣旨を踏まえ、以下の5つの基本方向に則し、更なる改革に取り組みます。

### ( 1 ) 非公共施策との連携

公共事業によるハード整備とソフト施策を一体的に実施することによって、農林水産政策の重要課題に対応していきます。

#### 基盤整備を契機とした農業の構造改革の加速化

農業の生産性を高める基盤整備と、担い手育成のための関連支援施策とを一体的に実施します。これにより、地域が定めるアクションプログラムの担い手目標の達成に貢献します。また、基盤整備を契機とした農業生産法人の育成にも取り組みます。

#### 「100年の森林づくり」の総合的な取組の推進

広葉樹林化や長伐期化などの多様な森林づくりと、低コストで効率的な作業システムの構築等のためのソフト施策の連携により、100年先を見据えた森林づくりを進めます。

#### 水産物流通構造改革と連携した産地の競争力強化

市場の統廃合などの流通構造改革と連携して、流通の拠点となる漁港の衛生管理機能を高度化するための整備を行い、産地の競争力を強化します。

#### 公共事業予算の一部を活用した非公共施策の創設

水産基盤整備の予算の一部を活用し、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者に対して、漁船漁業の構造改革のための総合対策を重点的に実施する非公共施策を創設します。これにより、国際競争力ある漁業経営体を緊急的に育成します。

### ( 2 ) 予算配分のメリハリ

農林水産政策の重要課題に対応するため、予算配分に一層のメリハリをつけて、事業を重点化していきます。

#### 農業水利施設の効率的な更新・保全管理に重点化

今後、農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分し、農業水利施設を効率的に更新・保全管理していきます。



### 【ストックマネジメントに基づく事業体系への転換】

基幹的な農業水利施設の機能診断を行い、施設の劣化の状況を把握します。劣化の状況に応じた予防保全計画を作成し、計画に基づく対策工事を実施します。

また、これらの診断・計画作成、予防保全・更新整備を一貫して実施する仕組みを整備します。

## ( 5 ) 事業方式の改革

各々の事業特性を活かした独自の取り組みにより、入札改革やコスト縮減などの改革を進めていきます。

### 入札改革による透明性の確保

「今後5年間で一般競争入札を概ね8割(金額ベース)まで拡大」という目標に向け、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等のための措置を講じつつ、できる限り一般競争入札の拡大に努めます。

また、工事の品質と価格によって優れた調達を確保する観点から、民間の技術力を積極的に活かす「総合評価落札方式」の拡大に向けた取組を進めます。

### コスト縮減に向けた取り組みの推進

農林水産公共事業の「コスト構造改革プログラム」に基づき、平成19年度までに15%(平成14年度比)の総合コスト縮減に向けた取組を進めます。

### 【農業農村整備】

地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の拡大を図ります。

### 【林野公共】

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の一環として、現地で発生した間伐材を木柵工や筋工に活用するなど、木材の利用を引き続き促進します。

### 【水産基盤整備】

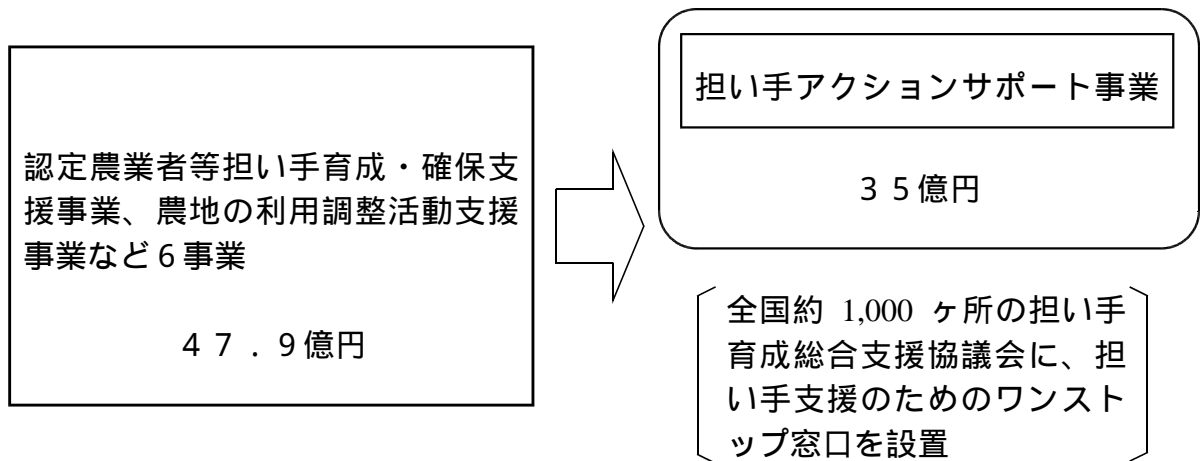
貝殻等の水産系副産物や浚渫土砂を、魚礁や覆砂等への有効利用を図ることによって資源循環を促進し、コスト縮減に取り組みます。

## 5 . 事業の集中・重点化

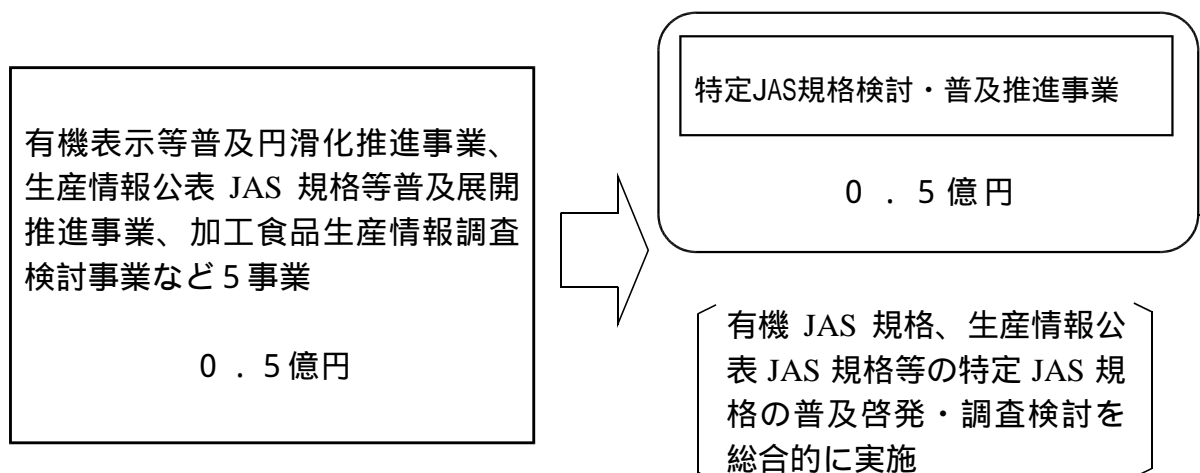
平成19年度予算の概算要求に際して、新規事業の検討過程や既往の事務事業の再点検過程を通じて、共通項を持つ複数の事業を政策目的の下に体系的に整理し、集中的に事業を実施することとしました。

その主な内容は次のとおりです。

### (1) 農業の担い手育成対策

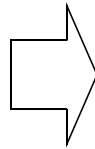


### (2) 特定JAS規格の検討・普及等



### ( 3 ) 農業生産新技術の実用化促進対策

次世代大規模経営品質管理システム  
実用化事業、燃料電池農業分野  
利活用調査事業など5事業  
0.8億円

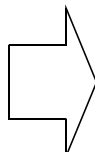


農業生産新技術実用化等促進事業  
0.8億円

新技術等の実用化に向け、  
取組のステージに応じ機動的  
に予算を配分し、新技術  
の実用化を促進

### ( 4 ) 花き対策

国産花きの需要拡大支援対策事業、  
花きの消費者ニーズを捉えた生産  
・流通への転換等事業の2事業  
0.3億円

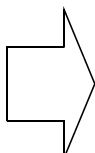


花き対策総合事業  
0.3億円

花の無購買層をターゲット  
にした花のあるライフスタ  
イルの提案やマーケティング  
等を一体的に推進

### ( 5 ) 農村景観関連諸対策

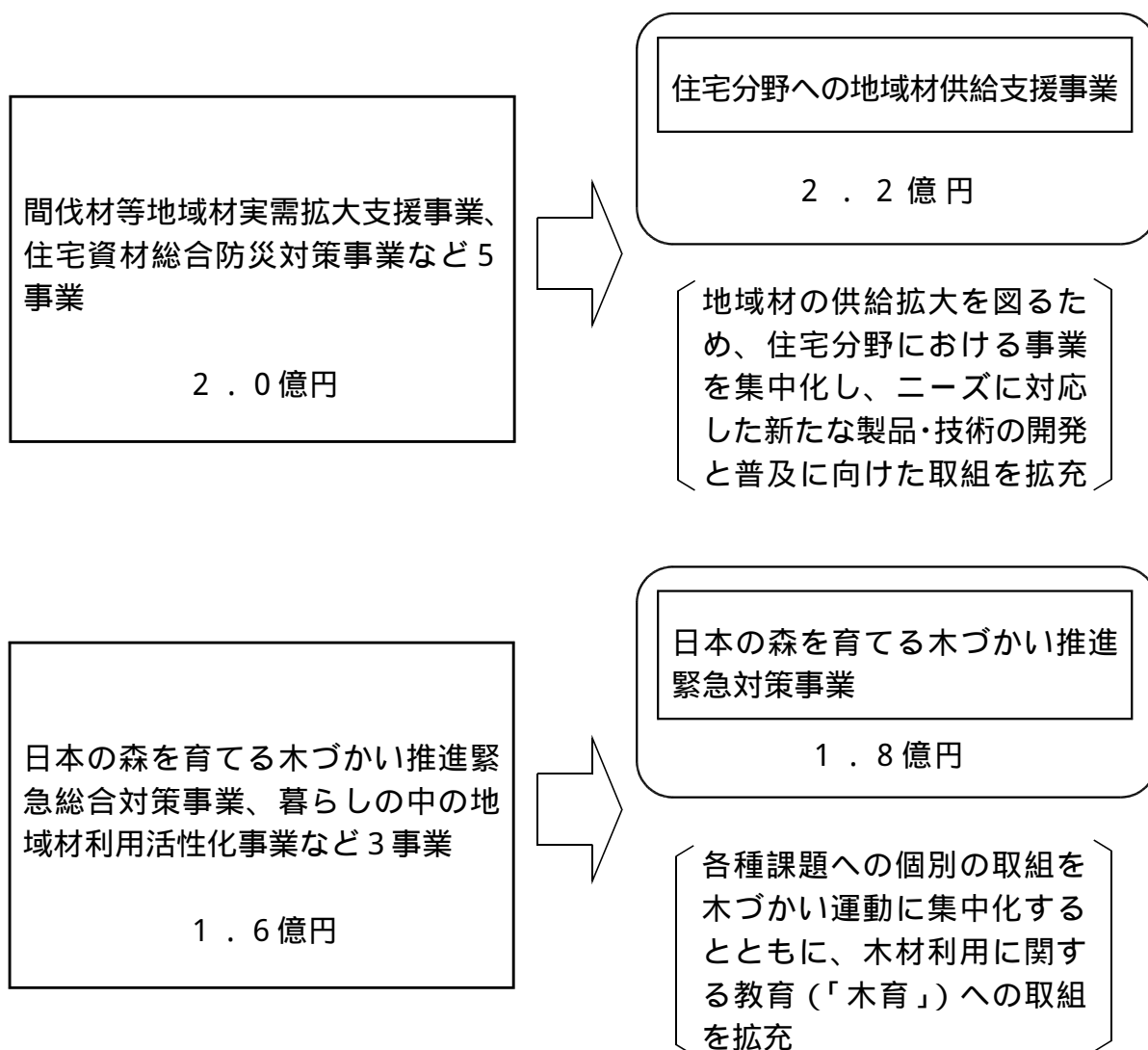
魅力ある田園空間支援事業、農村  
景観・自然環境保全再生パイロッ  
ト事業、農村自然再生活動高度化  
事業など6事業  
3.7億円



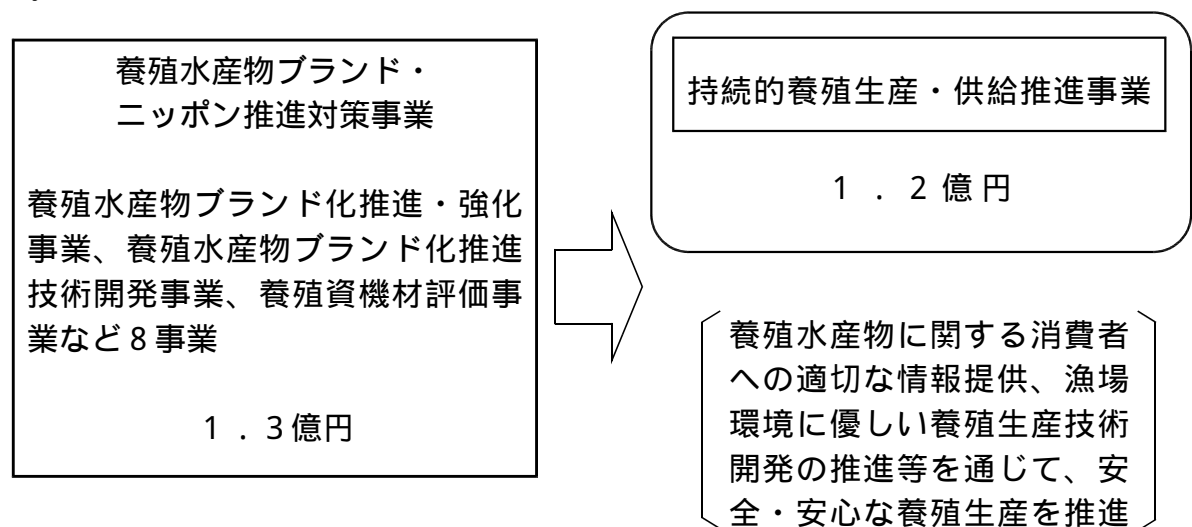
景観・自然環境保全形成支援事業  
3.0億円

農村景観・自然環境の保全  
・形成等の取組やそれら  
を活用した地域活性化の取組  
を効率的・効果的に支援

## ( 6 ) 木材需要拡大対策



## ( 7 ) 水産養殖対策



## 6. 予算執行改革

### (1) 民間団体を補助対象とする事業の執行方法の透明化

現在、政府では随意契約の見直しを進めておりますが、農林水産省においては、平成19年度予算概算要求に当たり、その考え方に準拠して、民間団体を補助対象とする事業の執行方法の透明化を徹底することとしました。

すなわち、民間団体を対象とする補助事業については、従来は、団体を特定した事業方式が多く採用されておりましたが、今後は、いわゆる「公募方式」を原則とすることとしました。

その原則を適用するに当たって、農林水産省として次のような基準を設定しています。

#### 民間団体を対象とする補助事業の執行方式について

##### 1 原則として公募方式とする

なお、公募により事業実施主体を決定するに当たっては、担当部局に第三者委員会（選定審査委員会（仮称））を設け、同委員会による審査を経るものとする。

##### 2 公募方式によりがたい以下の事業については、団体を特定した補助事業方式を採用することができるものとする。

###### (1) 法令により事業実施主体が特定されている補助事業

(2) 特定の継続的な政策を実施するために設立された法人（法人格なき団体を含む。以下同じ。）に対して、当該政策を実施するために必要な経費を交付する補助事業

(3) 一定の地域的なまとまりをもって事業が実施されることが、補助目的を達成する上で不可欠な補助事業であり、当該地域内において当該事業を実施可能な法人が複数存在することは、事業の性格、又は要件上あり得ない補助事業

###### (4) 次のすべての要件に該当することが明らかな補助事業

ア 営利を目的とする法人が実施することが、著しく公益性を損ない、事業の円滑な推進に支障をきたすこと

イ 交付先が法人格を有していること

ウ 他の法人には、定款その他の規定上、当該事業を行う権能が与えられていないこと

## ( 2 ) 農林水産公共事業における入札改革

農林水産省においては、公共事業についても、執行方式の透明化を図るための改革を進んで行うこととしています。

すなわち、農業農村整備、林野公共、漁港漁場整備などの事業の特性に応じた独自の改革により、一般競争入札の対象を5年間で現状の2～3割から概ね8割(金額ベース)まで拡大することとしています。

## ( 3 ) その他の執行方式の改善

以上に加えて、予算執行方式について、次のような改善措置を講ずることとしています。

健全な食生活を実現するためには、米、野菜、果実、牛乳・乳製品などの様々な食品を適切に組み合わせてバランスよく食べることが効果的です。このため、品目別に行われていた事業を品目横断的な事業に見直し、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践を促すための取組を、統一かつ戦略的に実施することとします。

農林水産省の広報啓発の統一感の向上、効率化を図るため、農林水産省広報と重複する各局庁媒体については、18年度末をもって廃止し、省広報へ一元化します。また、国民の目から見れば同様な施策について、個別事業・制度ごとのパンフレットやイベント等を統合・効率化します。